

平成 27 年度

事業報告書

(公財) 河川財団

平成 27 年度事業概要

河川財団は公益財団法人として 3 年目を迎えた。財団活動の基盤を充実させ、公益目的事業などの実施を通じ、更なる社会貢献を進めていくことが財団の責務である。このため、今後 3 年間の財団の運営の方針を定めた中期戦略「中期ビジョン 2014」を策定し、この計画に基づき、財団の運営を行った。

平成 27 年度は、中期ビジョン 2014 の 2 年目であり、今後の財団活動を支える基盤づくりや、政策提言型シンクタンクへ質的な転換を図るための技術力・研究推進力の向上に向けて取り組んでいくことに加え、河川財団の設立目的である、「河川に関する調査・研究及び環境整備並びに河川への理解を深めるための活動に対する助成並びにその実施を行うことにより、国土の利用、整備又は保全及び国民の心身の健全な発達を促進し、公共の福祉を増進する」ことを推進するため、諸事業を展開した。

助成においては、河川の整備及び保全並びに利用の促進に関わる分野における調査・研究、水辺環境の向上及び水辺利用者の利便向上に寄与するための施設等の整備（環境整備）、河川への理解を深めるための活動（啓発活動）、小中高等学校等が実施する河川教育に関する調査研究及び河川を題材とした教育活動（河川教育）に対し、助成を行うと共に、その成果の普及を行った。

また河川整備基金の設置から 30 年近くが経過し、社会情勢の変化等により、基金を取り巻く状況や社会的要請も大きく変化したことから、将来に向けた基金の見直しや新たな役割の構築が必要となった。そこで平成 26 年度に外部の有識者による「今後の河川整備基金のあり方検討委員会」を設置し議論を行い、平成 27 年度に委員会報告をとりまとめた。さらにこの報告を踏まえ、平成 28 年度の助成事業スキームの改革を行った。

調査・研究においては、戦略的な維持管理や堤防植生、河道管理などの河川管理に関わる課題を積極的に取り上げ、財団内の調査研究体制を強化するとともに、必要に応じ学識者等とも連携を図り、施策や現場実務、技術基準案等に反映できる具体的な成果となるよう、一層の調査研究の品質向上を図った。

また、これら成果については、セミナーや講習会、研究会の開催、報告書の発刊や現場実務における試行等を通じて、施策や現場実務に還元いただくための取り組みを拡充した。

河川教育においては、川での体験活動が河川環境や防災にきちんと向き合える人間を形成する基礎となることから、自然体験活動推進協議会、川に学ぶ体験活動協議会等の NPO や市民団体、企業のメセナ活動とも連携を図りながら、体験活動を指導する人材の養成・育成や子どもたちの安全な河川体験の機会を生み出すと共に、子どもたちの教育が学校を中

心に行われていることから、学校教育との連携も深めることを行った。

さらに、子どもたちの教育が学校を中心に行われていることから、学校教育現場との連携を図り普及・展開を担う人材育成の取り組みを行った。

河川健康公園においては、適切な維持管理を行うことにより河川環境の保全と創出を支援するほか、利用の促進を図り、沿川の地域住民の健康増進や自然と触れ合う機会の増大に資する取り組みを推進した。

2. 河川に関する活動に対する助成とその成果の普及

【公益目的事業1】

河川整備の効果を高め、事業の効果的推進を支援し、国民の生活向上に寄与することを目的として造成された河川整備基金の運用益により、河川の整備及び保全並びに利用の促進に関わる分野における調査・研究、水辺環境の向上及び水辺利用者の利便向上に寄与するための施設等の整備（環境整備）、河川への理解を深めるための活動（啓発活動）、小中高等学校等が実施する河川教育に関する調査研究及び河川を題材とした教育活動（河川教育）に対し、助成を行うと共に、その成果の普及を行った。

公益社団法人ゴルフ緑化促進会からゴルファーの河川美化・緑化協力金の交付を受け、河川環境の美化・緑化に資する植樹等の事業に対し、助成を行った。

2.1 調査・研究に対する助成（河川整備基金事業）

基礎、応用を含めた自然科学、人文科学、社会科学といった幅広い学問領域において、河川の整備及び保全並びに利用の促進に関する調査・研究に対し、助成を行った。

1) 指定課題助成

河川整備等に関する重要な調査研究のテーマとして選定した下記の5テーマについて、指定課題として取り上げ、昨年度までに採択した9件の助成を行った。

- ①河川堤防の安全性
- ②河川管理施設の維持管理
- ③河川の植生の適切な管理
- ④湖沼の水質管理
- ⑤水に関する再生可能エネルギーの開発・普及

2) 共同的研究助成

異なる機関に所属する研究者や異なる分野を専門とする研究者が共同チームを作り、全

国的な課題となっている重要性及び緊急性の高いテーマに関して実施する研究に対して、昨年度までに採択した6件の助成を行った。

3) 一般的助成

「河川・ダム等に関する一般的な研究」、「地域環境もしくは広域的な地域環境の保全などに資する水資源・水に関するエネルギーの有効活用に関する研究」等のテーマの研究に対して、105件の助成を行った。

また、助成採択決定後、「台風17号及び18号」による平成27年9月関東・東北豪雨災害の水害緊急調査に対して追加助成を行った。

4) 学術図書出版助成

河川整備基金助成事業の研究成果を広く一般に公開するために刊行しようとする学術図書の出版に対する助成を創設し、1件の助成を行った。

2.2 環境整備に対する助成

地方公共団体や各種法人等が実施する、水辺の環境の向上や利用者の利便向上に寄与する施設の整備及び河川やその近傍での植樹等に対し助成を行った。

1) 河川美化・緑化助成事業（ゴルフ緑化促進会事業）

河川の緑化促進及び自然環境の保全に寄与する河川やその近傍での植樹等について、9件の助成を行った。

2.3 啓発活動に対する助成（河川整備基金事業）

1) 一般的助成

「川と人々のかかわりを深めるための河川愛護活動・河川環境学習・人材育成」、「水害対策に関わる活動」等の単年度分の啓発活動に対して124件の助成を行った。

2) 新設市民団体運営支援助成

発足間もない団体の活動を軌道にのせるため、その団体の運営経費に対し、最長5カ年にわたり助成を行う新設市民団体運営支援助成について、新規採択2件、過年度採択18件に対して助成を行った。

2.4 河川教育に対する助成（河川整備基金事業）

これまで、調査・研究部門や啓発活動部門において小中高等学校等に行ってきた助成について、ステップアップして、より多くの学校に、より充実した内容の河川教育に取り組んでもらうため、発展的に統合して「河川教育部門」を新設し、小中高等学校が実施する河川教

育に関する調査研究に対して1件、河川を題材とした教育活動に対して59件の助成を行った。

2.5 助成成果の普及（河川整備基金事業）

河川整備基金助成事業の成果について、それらの普及を図るため、以下の事業を行った。

1) 成果発表会等の開催と優秀成果の表彰

調査・研究の分野については、助成成果をより一層社会に普及還元するため、平成26年度から原則として全ての研究代表者が発表する形式とし、平成7月に「河川整備基金助成事業成果発表会」を開催した。環境整備、啓発活動の分野については、平成28年1月に「川に学ぶ全国事例発表会」を開催し、優秀な助成成果等の口頭発表を行った。河川教育の分野については、「河川教育研究交流会」を平成28年1月に開催し、優秀な助成成果等のポスター発表や口頭発表を行った。これらの発表会については当財団ウェブサイトや河川基金だよりを通じて広く情報提供・共有した。

また助成事業の一層の充実を図るため、提出された助成成果報告書をもとに、助成部門毎に優秀成果を選定し、各成果発表会において表彰を行った。

2) 優秀成果の顕彰

学術及び技術の進歩を通して、社会に対して卓越した功績が認められる学術貢献成果をあげた研究者4名を選定した。

3) 河川基金だよりの全面的なリニューアル

河川基金だより第32号を平成27年7月に、第33号を平成28年1月に発行し、河川管理に関わる官公庁、有識者、大学等研究機関、啓発活動を実施している団体等に配布するとともに当財団ウェブサイトにも公開した。第33号からは、様々な川づくり活動に取り組む方々にとって、その活動の参考となるような Good Practice の情報発信・共有を目指して、全面的なリニューアルを行った。

4) 助成成果データベースの公開

提出された助成成果報告書を電子化し、全文検索が可能なデータベースに登録し、当財団ウェブサイトを通じ広く公開した。

3. 河川に関する調査・研究とその成果の普及 【公益目的事業2】

東日本大震災による甚大な被害にとどまらず、近年頻発する豪雨災害により全国で激甚

な水害が発生している。さらに、社会インフラの老朽化が懸念される中、河川においてもその特性に即した効果的・効率的な維持管理・更新が求められている。

このような厳しい社会情勢の中、良好な河川管理を実施し、防災力を高め、あわせて河川を自然環境に親しみ健康増進を図るための貴重な場所として活用していくためには、河川利用・河川管理の知恵（技術）をより高めることが必要であり、以下の内容について研究調査を行うとともに、研究成果の普及を行った。

また、河川維持管理技術の体系化や現場技術への適用を推進するにあたっては、河川管理の実務における知識や経験と研究機関や大学等の学術的研究及び民間の新技术を融合した調査研究を行うために昨年度設置した戦略的維持管理研究所の体制を充実して更なる推進を図った。

3.1 災害を防止するための調査・研究

1) 河川の維持管理に関する調査研究

河道管理システム（河道の監視、各種河道特性情報の記録・保存、河道の安全性・健全性の評価、計画・維持管理への活用の一連のサイクル）を組み込んだ河川維持管理計画の策定とその運用に必要となる様々な仕組みに関する調査研究に併せて、河川維持管理計画書に定める維持管理項目の優先度に応じた効果的・効率的な河川管理が実施できる現場における管理目標および管理水準、管理の手法など、河川の維持管理のあり方について調査研究を行った。

また、戦略的な維持管理研究については河川管理の実務者、研究機関・大学の研究者、当財団職員などで構成する研究会を設置し、河川の劣化や機能低下の特性を踏まえた、戦略的な維持管理において求められる具体的な技術体系や技術基準、施策提言をとりまとめた。

2) 安全性・健全性の確保を図るための総合的な河道管理に関する調査研究

土砂堆積・樹木による河積阻害による流下能力の低下や河床低下・局所洗掘など河川の物理的变化による河道への影響、河道内の樹林化による河川敷管理への影響等に対して、河川の安全性・健全性の確保を図るためのより効果的・効果的な対処技術や維持管理手法などが求められている。

河道管理に関わるデータベース構築や河道特性についての調査研究により河道設計、河道管理の体系化を図り、「河道の維持管理論」としてとりまとめるとともに、「河川技術史研究」の調査研究を行った。

3) 河川管理施設の点検等に関する調査研究

洪水、地震などによる堤防・河川構造物などの被災時における点検・把握手法及び、点検・評価結果に基づく対処方針・技術等に関する調査研究を行った。また、堤防植生管理に関する

る技術体系の下、堤防除草作業の省力化やコスト縮減等による効率的・効果的な堤防植生管理技術に関する調査研究を行った。

3.2 健全な河川生態系の保全・再生に関する調査・研究

1) 自然環境に配慮した河川環境の維持管理および復元に関する調査研究

河川管理（治水事業）によって洪水による攪乱が減少し河道が固定化し、高水敷が干陸化しエコトーンが減少するなど、河川環境の多様性が劣化している。利根川下流部において、本来河川が持つ望ましい河川環境を維持・復元する技術に関する調査研究を行った。

2) 河川空間管理のあり方に関する調査研究

河川空間管理のあり方に関する調査研究の一環として、人と河川が共存する社会となるよう、地域との協働による多様性に富んだ堤防植生の再生・管理に関する調査研究を行った。

3.3 健全な水循環系の保全・再生に関する調査研究

1) 健全な水循環と生態系の保全・再生に関する研究

湖沼環境に関する研究が長年行われているが、湖沼環境を決定するメカニズムに未解明な事象があり、湖沼環境改善策が想定された効果を上げられていない。霞ヶ浦において、流域対策による湖沼環境改善に着目した流域内外の住民意識把握および、水環境改善方策など、湖沼環境に関する調査研究を行った。

2) 新しい水質指標の活用および普及方策に関する研究

今後の河川水質を管理・改善する取り組みには流域住民等と連携した普及・展開が必要なことから、住民や利水者の河川水質に対する要望の多様化と増加に対応するために平成 17 年度より導入された新しい水質指標等の活用や広報・啓発に関する調査研究を行った。

3.4 研究成果の普及

財団の調査・研究成果を適切に社会へ還元するため、研究発表会の開催や研究報告書の刊行等によって研究成果を公表し普及を図った。

1) 研究発表会の開催

「河川財団研究発表会」を東京の外、地方事務所所在都市（名古屋市、大阪市）で開催し、主要研究成果を発表した。

2) 研究所報告等の刊行

研究成果を取りまとめた「河川総合研究所報告第21号」（主要研究成果論文集）を刊行し、あわせて当財団ウェブサイトで公表した。

3) 学会等での発表

土木学会水工学委員会河川部会による河川技術論文集などに論文を5件投稿した。

4) 河川塾の開催

当財団の調査研究で得られた成果や専門的知識を若手の技術者や研究者に教授する河川塾（初等科）を開催し、河川に関する専門的知識の普及及び人材の育成を図った。

また、初等科修了者及び河道管理、河川管理（維持）、河川環境などに業務として携わっている河川技術者等を対象者として、更なる河川に関する技術の進歩向上を目指す河川塾（高等科）を開催した。

5) 研究会等の開催

当財団の調査研究成果を施策や現場実務に還元するため、河川に関する政策担当者や実務担当者を交えた研究会（河川研究セミナー等）を開催した。

6) 技術指導

国土交通省が実施する維持管理講習会等に財団職員を講師等として派遣し、維持管理技術についての技術指導を行った。

4. 河川教育の推進及び河川への理解を深めるための活動

【公益目的事業3】

「川に学ぶ」社会を実現するために、河川教育（水辺における体験活動などを通じて河川への理解を深めると共に命の尊さ、自然の大切さを学ぶ活動）を支援するとともに、子どもたちや市民に対し、河川に関連した広範な知識・情報や、川での体験活動を伴った「川に学ぶ」機会を提供する基盤の整備を文部科学省や教育関係者並びに全国のNPOや市民団体等と連携して進めた。

4.1 教育プログラムの開発

これまでに開発した子どもたちや市民が河川環境や河川防災等に関する正しい知識や、川で安全に自然体験活動を行う上で必要となる知識やスキルを学ぶプログラムの普及・啓発を図るとともに、学校教育の中に「河川教育」を導入するための取り組み方策等のマニュアル作成に向けた調査・研究を行った。さらに、学校教育現場で「河川教育」を指導・支援

できる人材育成を、NPO 法人川に学ぶ体験活動協議会（RAC）と連携し、学校連携コーディネーター制度の整備・普及の取り組みを行った。

4.2 人材養成

河川教育や河川での体験活動の普及・展開に不可欠な指導者を養成するための取り組み並びに指導者養成団体への支援を行った。

1) プロジェクト WET 指導者

プロジェクト WET（Water Education for Teachers）について、初級指導者（エドューケーター）を養成する上級指導者（ファシリテーター）講習会を開催した。

また、全国各地のファシリテーターによるエドューケーター養成の活動に対し支援を行った。

2) 川に学ぶ体験活動指導者

「NPO 法人川に学ぶ体験活動協議会（RAC）」と連携し、「川に学ぶ体験活動指導者」を認定する講習会等を開催し、体験活動指導者を養成した。

4.3 交流会等開催

河川基金助成事業の「川に学ぶ全国事例発表会」及び「河川教育研究交流会」の機会を通じて、全国の NPO や市民団体の指導者や学校教育関係者等との意見交換や情報交換を行った。

4.4 情報発信

河川教育及び川での体験活動や水辺の安全対策など水辺での活動に役立つ情報を収集・整理し、財団のウェブサイトやメールマガジン等を通じて広く発信した。

プロジェクト WET に関しては日本の情報を世界に発信すると共に、米国をはじめとする世界各国の先進的な水教育の取り組みや台湾のプロジェクト WET 関係者の訪問や情報交換等について日本国内へも情報を提供した。

4.5 体験活動資機材等支援

「子どもの水辺サポートセンター」を運営し、水辺で体験活動を行う学校や団体に対し、ライフジャケット等の資機材の貸し出しや、川の危険性を熟知し、体験活動に関して専門的知見を有する人材・団体の紹介を行い、安全な体験活動の実施を支援した。

4.6 副読本等作成頒布

学校関係者等を対象として、これまでに作成した川での体験活動や河川環境、河川防災な

どを学ぶ時に手引きとなる副読本、ワークブック等を頒布した。

4.7 普及啓発

国などが提唱する各種月間行事等、安全で災害に強い川、豊かで美しい川をめざし、国民の河川への関心を深めるための諸活動に対し、参加や支援を行った。

特に、「河川水難事故防止週間」における啓発活動の一環として、全国の河川や水辺での水難事故事例を収集し、「全国水難事故マップ」（パソコンサイト、携帯電話サイト）に追加更新を行った。また、「河川水難事故防止キャンペーン～ライジヤケ・オン～」をNPO法人川に学ぶ体験活動協議会（RAC）と連携し、川流れを体験することにより、自然に親しむことと水難事故に対する備えを学ぶ活動を行った。

5. 河川健康公園の運営

【公益目的事業4】

都市部における貴重なオープンスペースであり、数少ない自然環境が残された空間である河川敷を活用し、当財団が環境整備した以下の河川健康公園において次の事業を行い、沿川の地域住民等への河川利用の促進や健康増進を図った。

- ・多摩川河川健康公園（多摩川水系）
- ・扇河川健康公園（荒川水系）
- ・庄内川・幸心健康公園（庄内川水系）
- ・豊平川・雁来健康公園（石狩川水系）

5.1 住民の健康増進

1) レクリエーション施設の運営

河川健康公園の無料開放の自由広場では、来園者に安全で安心して活動できる環境を提供するほか、有料のゴルフコース・練習場、野球場、テニスコートでは、適正な料金設定で利用しやすくし、利用する地域住民の健康増進に貢献するとともに、高齢者・年少者層等に対して割引を実施し、これらの年代層の更なる利用促進を図れるよう配慮した。

なお、日常の管理として始業前、終業後の点検・巡視はもとより、河川健康公園内の植生管理、ゴミなどの清掃を適切に実施し、利用者が安全快適な利用ができるように努めた。

2) 子どもたちへのスポーツの普及

ゴルフコース・練習場、テニスコートを開放し、専門の指導者による子どもたちを対象としたスポーツ教室を開催し、次代を担う世代にスポーツ普及を図った。また、子どもたちと高齢者とのふれあい交流の場ともなる合同スポーツ教室を開催し、子どもたちが高齢者からそのスポーツのみならず普段の生活でのマナーやエチケットを学び、高齢者が生き生き

活動できる機会の提供を行うと共に、スポーツの普及を図った。

5.2 河川敷地の適正な管理

1) 河川敷地維持管理

河川管理者と協議を行い、河川管理者に代わって河川健康公園に隣接する河川堤防について丁寧な除草や清掃を実施し、河川管理者が堤防点検を実施しやすくなるよう協力するとともに、来園者にとって散策しやすい環境の維持管理を行った。また、河川協力団体としての活動の充実に努めた。あわせて河川健康公園内においても適切な植生管理等の維持管理を行い、河川環境の保全に協力するとともに、気持ち良く来園していただけるよう河川利用の促進に努めた。

2) 河川環境の保全と創出

自然観察などの学習の場としても活用できるよう多摩川に整備したリバービオコリドー（河川生態について配慮したゾーン）を維持管理し、河川利用者に開放した。

また、幅広い年齢層が楽しんで河川利用できるよう整備した扇河川健康公園のパークゴルフ施設内において整備したヨシ等の在来植物による環境緑地の維持管理を行った。

5.3 洪水時等の防災対策

1) 施設撤去訓練の実施

庄内川・幸心健康公園において、高水敷上の施設撤去の重要性や撤去作業の段取り・手順等を他の占有者に普及・啓発する公開の施設点検・撤去訓練を実施した。

5.4 地域社会への貢献

1) 近隣の小学校・幼稚園・保育園の野外活動への協力

近隣の小学校の児童や幼稚園・保育園の幼児の野外活動に協力し、公園施設の開放や遊具の貸し出しを行った。

2) 多摩川振興への協力

地元川崎市の施策に協力し、多摩川利用推進に寄与する事業を行った。

3) 多摩川交流センターの運営

一般利用者・河川利用者の交流の促進、河川管理者や地元自治体などの情報発信や災害時の避難場所・活動拠点として整備した多摩川交流センターが快適な利用が出来るよう、シャ

ワー・トイレをはじめ休憩施設、利便施設の維持管理を適切に行った。

6. 河川管理に関する支援事業【収益事業】

国等が行う河川における洪水・高潮等による災害発生の防止、適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を図るための河川管理について、より効果的な管理を支援する事業を行った。

6.1 施設等維持管理

国等河川管理者が管理する河川管理施設などについて、点検、設備の操作・運転等の安全で適切な維持管理を支援する業務を行った。

○事業報告の附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書は「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、附属明細書を作成しない。